

# 高齢者虐待防止対応マニュアル

居宅編  
(改訂版)

令和3年(2021年) 4月

柏崎市

# 目 次

## 第1章 高齢者虐待の基本

---

- | 第1節 高齢者虐待とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- | 第2節 高齢者虐待のとりえ方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

## 第2章 高齢者虐待防止対応システム

---

- | 第1節 高齢者虐待防止における関係機関の役割と関連業務について・・・・・・・・ 5
- | 第2節 高齢者虐待防止支援フローチャート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- | 第3節 市と地域包括支援センターの役割について・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

## 第3章 高齢者虐待の対応について

---

- | 第1節 相談・通報窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- | 第2節 安否確認と虐待の事実確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- | 第3節 緊急性の判断と分離保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- | 第4節 虐待対応ケース会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- | 第5節 評価会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- | 第6節 コア会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- | 第7節 行政権限の行使・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- | 第8節 家族（養護者）支援の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- | 第9節 個人情報の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

【様式1】（表面） 高齢者虐待相談・受付票

【様式1】（裏面） アザ・傷等の状況・相談内容メモ

【様式2-1】 虐待ケース会議記録票（兼アセスメント要約票）

【様式2-2】 事実確認項目（サイン）チェックシート

【様式2-3】 高齢者虐待リスクアセスメントシート（第2版）

【様式3】 高齢者虐待対応会議記録・支援計画書（ケース会議・コア会議）

【様式4】 高齢者虐待対応評価会議記録票

【参考】 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

# 第1章 高齢者虐待の基本

## 第1節 高齢者虐待とは

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下、「高齢者虐待防止法」）において、養護者（家族や親族）が65歳以上の高齢者に対して行う、次のような行為と定義しています。

区分	内容	具体的な例
身体的虐待	①暴力行為で、痛みを与えたり、身体にアザや外傷を与える行為 ②本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為 ③本人の利益にならない強制による行為により痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為 ④外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、火傷、打撲させる。</li> <li>・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させる、身体拘束させる、抑制する等。</li> </ul>
放棄・放任	①意図的であるか、結果的にあるかを問わず、介護や生活の世話をしている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させること ②専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する ③同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題、皮膚が汚れている。</li> <li>・水分や食事が十分に与えられていないことで、脱水症状や栄養失調の状態にある。</li> <li>・高齢者本人が必要とする介護や医療サービスを使わせない等。</li> </ul>
心理的虐待	①脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的な苦痛を与えること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老化現象やそれに伴う言動を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる。</li> <li>・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。</li> <li>・侮辱をこめて子どものように扱う。</li> </ul>

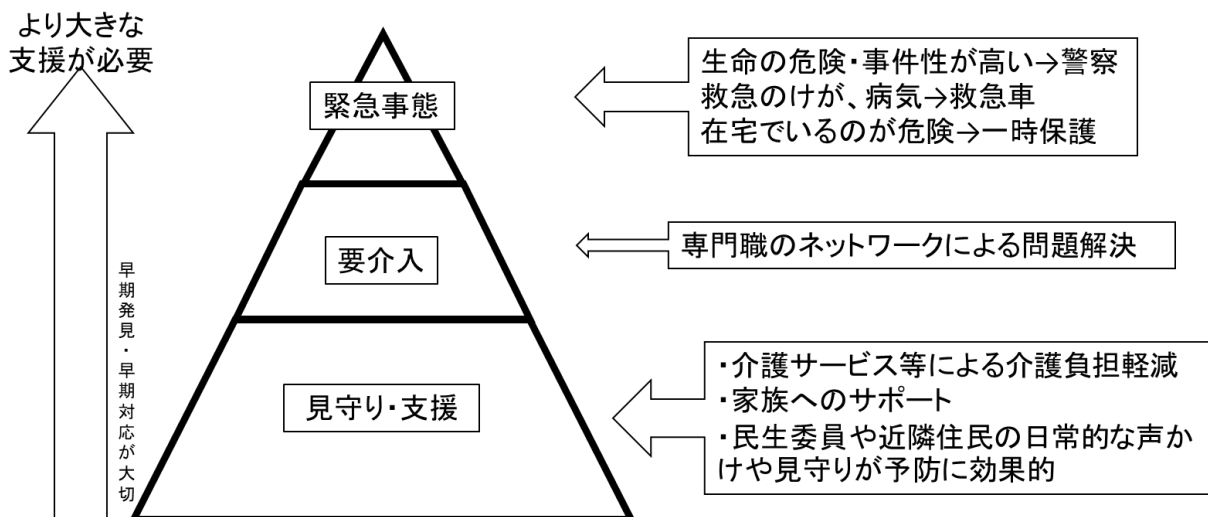
性的虐待	①本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人前で排泄行為をさせる、おむつを交換する。</li> <li>・キス、性器への接触、性行為を強要する。</li> </ul>
経済的虐待	①本人の同意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活に必要な金銭を渡さない。</li> <li>・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない。</li> </ul>

出典：市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について、平成30年3月 厚生労働省 老健局

## 第2節 高齢者虐待の捉え方

高齢者虐待防止法では「高齢者」を65歳以上のものと定義しています。また養護者とは「高齢者を現に養護するものであって養介護施設従事者等以外のもの」とされており、金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅の鍵の管理など、何らかの世話をしているものが該当となります。

### 高齢者虐待防止法の「虐待」の考え方



高齢者虐待はどこの家庭でも起きる可能性があり、リスクを増加させる要因もある。

- ① 高齢者に認知症の症状がある。またそれが疑われる状態。
- ② 要介護度が重度の場合。
- ③ 夫婦のみ世帯、高齢者と単身の子どもの2人世帯などの小規模家庭。
- ④ 家族の精神疾患、障害など
- ⑤ 経済的な困窮。
- ⑥ 家庭内の確執、不和



## 参考2

### 養護者による高齢者虐待の考え方

#### ①困難事例として対応するのではなく、虐待と認定する必要性

相談や通報を受け付けた事例が高齢者虐待に該当するかどうか判断することは、高齢者や養護者を支援の対象として位置づけるためになされたものです。また高齢者虐待として認定することで、行政権限の行使も含めた適切な対応を検討することが可能となります。

#### ②同居し養護する息子または娘ではなく、同居はしているが養護はしていない孫による虐待は、「養護者による虐待」当たるか。

養護者ではない同居人そのものは、「養護者による高齢者虐待」とはいえません（第2条第4項）

しかし養護者が、養護しない同居人による身体的虐待、心理的虐待、性的虐待を止めることなく放置した場合には、虐待を放置した養護者の行為は「養護を著しく怠ること」に当たります。したがってこのような場合には「養護者による虐待」として高齢者虐待防止法による対応を行うこととなります。

#### ③養護者や家族が「本人のため」と言ってリハビリや介護をして、その結果本人にケガを負わせたり、精神的苦痛を与えている場合は、虐待に該当するのか。

養護者が専門的知識に基づかないリハビリを行った結果、高齢者に外傷や精神的苦痛を与えたりした場合は虐待と認定することが出来ます。養護者が介護に関する知識が無かったり、偏ったりしている場合は、虐待を解消するために、養護者や家族に対して必要な知識を持ってもらうような支援が求められます。

#### ④言葉による暴力や脅しなどは、後で再現や確認も難しいが、心理的虐待を単独で認定することはできるか。

心理的苦痛の程度は、高齢者の受け止め方や長年の家族関係が影響しますが、最終的に高齢者の気持ちを確認し、おびえていたり、精神的苦痛を感じている場合は虐待として対応を行うことが求められます。

一方、心理的虐待の背後には他の虐待が潜んでいる可能性があります。いずれにしても、高齢者の権利が侵害されている疑いがあるとして、正確に事実確認を行うことが重要です。

出典：市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き。社団法人日本社会福祉士会

## 第2章 高齢者虐待防止システム

### 第1節 高齢者虐待防止における関係機関の役割と関連業務について

#### 柏崎市

<b>介護高齢課</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 柏崎市高齢者虐待防止施策の統括</li><li>● 相談・通報窓口</li><li>● 立入調査・必要に応じた警察への援助要請</li><li>● 訪問等による状況把握・事実確認の対応支援</li><li>● 成年後見制度の市長申立て</li><li>● 緊急一時保護、措置入所対応、措置入所対象者への面会制限対応</li><li>● 地域包括支援センター運営協議会・介護保険運営協議会における虐待防止対応の報告協議</li><li>● 柏崎市虐待防止対応マニュアルの適宜見直し</li></ul>
<b>健康推進課</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 認知症対応施策における虐待防止及び早期発見の啓発・地域づくりの推進</li><li>● 柏崎市高齢者虐待対応防止支援体制の連携</li><li>● 地区担当保健師等による訪問等による状況把握事実確認協力・必要に応じた立入調査同行</li><li>● 必要に応じた個別支援・養護者支援・家族間調整等</li></ul>
<b>福祉課</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 生活保護世帯などである場合の個別支援連携</li><li>● 民生委員等の協力により高齢者虐待防止支援体制推進と連携</li><li>● 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律との連携</li></ul>
<b>子育て支援課</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 高齢者虐待がDV（家庭内暴力）に起因する場合の個別支援連携</li></ul>

#### 柏崎市地域包括支援センター

<ul style="list-style-type: none"><li>● 地域における早期発見、予防的見守り活動など虐待防止支援体制づくりの推進</li><li>● 相談・通報窓口</li><li>● 訪問等による状況把握・事実確認・必要に応じた立入調査同行</li><li>● 高齢者虐待対応支援計画書の作成</li><li>● 養護者の負担軽減のための支援</li><li>● 財産管理に関わる被害の防止等（成年後見制度、日常生活自立支援事業の活用に向けた支援）</li></ul>
--



## ケアマネジャー

- 早期発見（本人や家族の相談や状況、サービス提供事業所からの情報等）と関係機関との連携
- 高齢者や養護者からの相談対応や虐待防止のためのケアプランの作成

## 介護保険サービス事業所

- 早期発見（サービス提供時の相談や観察からの情報等）と関係機関との連携
- 家族の負担軽減のためのサービス提供

## 民生委員等地区住民

- 虐待の疑いや気づきによる相談窓口への連絡
- 高齢者や介護者への声かけによる地域からの孤立を防ぐ見守り
- 福祉サービスの情報提供、関係機関への連携や紹介

## 医療機関

- 柏崎市高齢者虐待防止支援体制への助言協力
- 高齢者や家族の様子の変化、虐待の早期発見

## 認知症疾患医療センター

- 柏崎市高齢者虐待防止支援体制への協力
- 認知症に関する専門家による医療相談、鑑別相談、治療方針の選定
- 保健医療・福祉関係者への技術指導

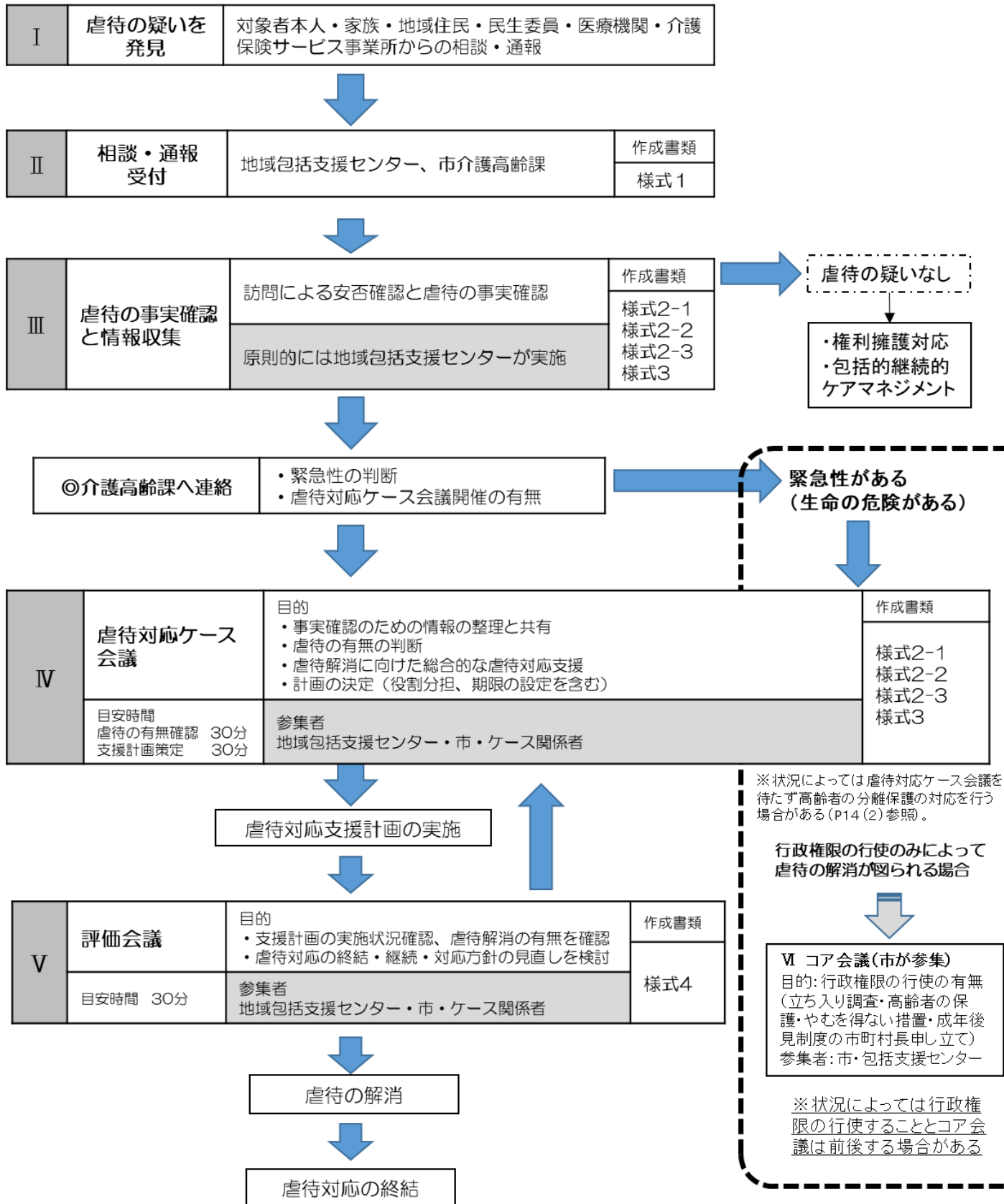
## 警察

- 警察活動を通して認知した高齢者虐待事案等の市への通報
- 市からの立入調査、援助要請への対応
- 刑罰法令に触れる行為の適切な事件処理

## 柏崎市社会福祉協議会

- 柏崎市高齢者虐待防止支援体制への協力
- 「心配ごと」「司法書士」「法律」等の総合相談の窓口
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業等のサービス活用支援
- ボランティアや地域住民とともに地域福祉活動（サロン等）の推進と見守り

## 第2節 高齢者虐待防止支援フローチャート



## 【フローチャートの留意事項】

### (1) I 虐待の発見からII相談・通報受付まで

- ・各地域包括支援センター（以下包括）または介護高齢課で受付。受付機関で「受付票」を作成する。  
（※“虐待疑い”の場合でも受付し、虐待対応ケース会議の有無に関係なく「受付票」は作成する）

### (2) III虐待の事実確認と情報収集

- ・受付後、48時間以内に訪問等による安否確認と虐待の事実確認を行う。
- ・虐待対応ケース会議まで出来るだけ情報収集を行う。
- ・集まった情報から、虐待解消に向けた課題を洗い出し、支援計画案を検討しておくこと。
- ・介護高齢課に連絡し緊急性の判断を行う。緊急性が高い場合は保護の検討を行う。

### (3) IV虐待対応ケース会議

- ・参集者については、地域包括支援センター、市、ケアマネジャーを基本とする。必ずしも利用している全てのサービス事業所が集まらなくてもよい。（上記の情報収集で事業所からの聞き取りは終了しているため）
- ・担当包括から（原則：社会福祉士＋1名）とするが、状況により必ずしも出席しなくても良い。  
※担当包括から2名が参加できない場合は他包括からの支援は可能。
- ・様式2-1～3 ➡ 大項目ごとに確認する。読み上げることはしない。
- ・事実確認項目（サイン）チェックシート、リスクアセスメントシート及びその他の情報により虐待の有無を客観的に判断する。その後参集者で課題を整理してから支援計画を検討する。  
（出来る限り虐待の解消に向けた支援内容に絞ることを意識し、必要以上に通常ケアマネジメントの内容を盛り込まない）
- ・様式3に沿った内容でホワイトボード等への板書を徹底する。
- ・ケース会議時に評価会議の日程を決める。

### (4) V評価会議

- ・参集者は虐待対応ケース会議と同様、市、包括、ケアマネジャーを基本とする。
- ・様式4の実施状況、目標達成状況について、聞き取り等であらかじめ記入しておくことが望ましい。
- ・虐待支援を継続する場合は、再度ケース会議に移行する。
- ・虐待が解消しているが、養護者に課題がある場合、虐待対応の継続はせず支援困難ケースとして対応する。
- ・支援計画に沿った対応の中で、被虐待者が入所や入院により虐待を受けなくなり、かつ他の課題がない場合は評価会議を開催せず、紙面だけの報告として良い。

### (5) 支援介入時

- ・包括3職種の職能に応じた役割を担う。
- ・養護者に対する虐待の説明や抑止を目的とした介入は状況に応じて、包括または介護高齢課が行う。

### (6) 会議時間の目標

- ・虐待対応ケース会議 1時間以内（情報の確認整理・虐待の有無の判断…30分以内、支援計画の検討…30分以内）
- ・評価会議～虐待対応ケース会議 1時間以内（評価会議…30分以内、ケース会議…30分以内）

### (7) 記録の配布

- ・地域包括支援センターが記録を作成する。ケース会議録のみケアマネジャーにも配布。  
（包括以外の機関に配布した会議資料はすべて回収するので、必要事項はメモしてもらうよう事前に伝える）

### 第3節 市と地域包括支援センターの役割について

高齢者虐待防止法の規定に基づいて市が地域包括支援センターに業務を委託した場合のそれぞれの役割について下記のように整理されています。

◎：中心的な役割を担う ○：関与することを原則とする △：必要に応じてバックアップする

		市	包括
ネットワーク	・ 高齢者虐待防止ネットワークの構築・運営	◎	◎
広報・啓発活動	・ 高齢者虐待に関する知識・理解の啓発 ・ 認知症に関する知識や介護方法の周知・啓発 ・ 通報（努力）義務の周知 ・ 相談窓口・高齢者虐待対応協力者の周知 ・ 専門的人材の確保	◎ ◎ ◎ ◎ ◎	○ ◎ ◎ ◎
相談・通報・届出への対応	・ 相談、通報、届出の受付 ・ 相談への対応（高齢者及び養護者への相談、指導及び助言） ・ 受付記録の作成 ・ 緊急性の判断	○ △ △ ◎	◎ ◎ ◎ ◎
事実確認・立入調査	・ 関係機関からの情報収集 ・ 訪問調査 ・ 立入調査 ・ 立入調査の際の警察署長への援助要請	○ △ ◎ ◎	◎ ◎
援助方針の決定	・ ケース会議の開催（関係機関の招集） ・ 支援方針等の決定 ・ 支援計画の作成	△ △ △	◎ ◎ ◎
支援の実際	（やむを得ない事由による措置等の実施） ・ 措置の実施 ・ 措置後の支援 ・ 措置の解除 ・ 措置期間中の面会の制限 ・ 措置のための居室の確保 （成年後見制度） ・ 市長による成年後見利用開始の審判の請求	◎ △ ◎ ◎ ◎ ◎	（市へのつなぎ） ◎ △ △  （市へのつなぎ）
居室の確保	・ 養護者支援のための居室の確保（第10条）（定員超過の許可）	◎	
モニタリング	・ 支援の実施後のモニタリング（評価）	△	◎
その他	（養護者による高齢者虐待防止関係） ・ 個人情報取扱のルールと作成と運用 （財産上の不当取引による被害の防止関係） ・ 被害相談 ・ 消費生活関係部署・機関の紹介	◎  ◎ ◎	△  △ ◎

## 第3章 高齢者虐待の対応について

---

### 第1節 相談・通報窓口【フローチャート：Ⅱ】

窓口に相談・通報があった際は、以下の項目に留意して、受付機関（地域包括支援センターまたは市介護高齢課）において【様式1】高齢者虐待相談・受付票を作成します。

#### 相談受付時のポイント

- ・相談者の話を傾聴し、気持ちに寄り添い信頼関係を築くこと
- ・相談者自身の情報、高齢者・養護者の関係
- ・相談者の主訴、問題
- ・虐待の具体的な状況（種類や程度。数値化可能なものは出来る限り頻度や回数を記録）
- ・虐待の経過（だれから、いつから、どんなふう等に等）、継続性
- ・緊急性の有無とその理由
- ・高齢者本人の心身の状況（介護状態、認知症の有無、主疾患、意思表示能力）
- ・介護サービスの利用状況
- ・他の家族も含めた協力者の有無
- ・情報提供者に対し守秘義務があることを伝え、安心して相談が出来るよう配慮する。

#### 留意事項

虐待は「虐待」という言葉を使って、相談や通報が寄せられるとは限りません。

虐待の疑いを見逃さないためには、相談受付の際に【様式2-2 事実確認チェックシート】に基づいて聞き取りを行うこと、相談等の内容について受け付けた機関内の複数の職員で、虐待の疑いについて協議することが重要です。

緊急時・・・目の前で暴力が行われているとき ⇒ 110番

医療受診がすぐに必要な病気やケガがあるとき ⇒ 119番

## 第2節 虐待の事実確認と情報収集【フローチャート：Ⅲ】

### (1) 事実確認の必要性

高齢者虐待に関する相談・通報・届出がなされた場合、それに関する事実の確認を行う必要があります（第9条）。

事実確認においては、高齢者の生命や身体の安全や虐待の有無を判断する事実を確認するために必要な情報を収集することが不可欠です。また虐待を受けている高齢者の安全の確認や、**虐待の情報のみでなく、高齢者や養護者等の家族状況を全体的に把握することで、課題や将来起こりうる状況も予見しやすくなり、支援方針にも大きくかかわります。**

※事実確認とは「虐待にまつわる事実を確認していく行為」を指します。「虐待の証拠をつかむこと」や「養護者に虐待をしたと白状させること」ではありません。

### (2) 事実確認の実施方法

把握・確認すべき項目の例を示します。

#### ○事実確認の項目

- ・虐待の種類や程度
- ・虐待の事実と経過
- ・安全確認
- ・高齢者の身体状況、精神状況
- ・生活環境
- ・養護者や同居人に関する情報の把握

#### 観察・聴き取り・事実確認記録を作成する際の留意事項

高齢者や養護者のプライバシーを侵害することのないよう十分に配慮する

- ・高齢者の身体状況を確認する場合、心理的負担を取り除き、衣服を脱いで確認する場合は同性の職員が対応するなどの配慮が必要です。
- ・傷の場所や大きさは図で示したり、高齢者や養護者の了解のもとに写真に残します。

### (3) 事実確認に入るまでの期間

高齢者虐待に関する通報等を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他事実確認のための措置を講ずる必要があります（第9条）。原則2日以内に確認します。

### (4) 訪問による確認

虐待の事実を確認するためには、訪問して高齢者の安全確認や心身の状況、養護者や家族等の状況を把握することが重要です。

初回訪問の時点では、「虐待が行われているか」ということすら判明していない状態であるため、訪問目的としてどのような説明が効果的か十分に検討する必要があります。例えば高齢者の困りごと相談で訪問した等の別の理由を作る工夫も重要です。

### (5) 介入拒否がある場合

調査や支援に対して拒否的な態度をとる養護者等へのアプローチは、抵抗感の少ない方法を優先的に検討し実施します。養護者に対して介護負担を軽減するためにショートステイ等の介護サービスが利用できるなどの情報を伝え、養護者の介護負担に対する理解を示すことで、事実確認調査や援助に対する抵抗感を減らすことが大切です。

### 参考3 情報収集の項目について（具体例）

#### ①高齢者本人の情報

##### ○高齢者の意向やおかれた状況

- ・ 居所の希望 ・ 養護者との分離の希望 ・ 特徴的な性格やこだわり ・ 相談できる存在の有無
- ・ 意思疎通の状態 ・ 話の内容 ・ 生活意欲の状態（無気力、無反応、おびえがあるか）と意欲の変化の有無

##### ○高齢者の危機対処能力

- ・ 自ら助けを求めることは可能か ・ どのような手段をとることが出来るか ・ 助けを求める存在、場所があるか

##### ○高齢者の生活基盤

- ・ 疾病、傷病、既往歴、受診している医療機関、受診状況、服薬状況、要介護認定、障害の有無の状況の程度
- ・ 収入額と本人が1か月に使える金額、金銭管理状況と金銭管理者
- ・ 同意のない金銭や財産の使用等の有無
- ・ 滞納、未払い、借金等の有無とその状況
- ・ 公的扶助や手当等の受給状況
- ・ ADLとIADLの状況

##### ○サービス・制度の利用状況

- ・ 介護保険サービスやその他サービスの利用状況
- ・ 成年後見制度の利用状況、申立の予定の有無
- ・ 現在または過去に支援していた関係機関の有無

#### ②養護者の状況

##### ○養護者の意向と状態

- ・ 今後、養護者自身はどのような生活を送りたいか
- ・ 養護者の健康状態
- ・ 介入拒否の有無とその理由

##### ○養護者の生活力

- ・ 就労の有無、就労形態、勤務時間、就労期間
- ・ 生活費をどのようにまかなっているか
- ・ 借金やギャンブルによるトラブルの有無
- ・ 滞納、未払い、借金等の有無と状況
- ・ 公的扶助や手当等の受給状況
- ・ 高齢者への依存、恨みの有無
- ・ ギャンブルやアルコールへの依存状況

- ・特徴的な性格やこだわり
- ・相談できる人の有無
- ・地域住民との関係
- ・支援者との関係

#### ○養護者の介護負担

- ・介護意欲
- ・介護技術、知識
- ・疾病、障害、認知症に関する知識
- ・介護期間
- ・1日の介護時間
- ・平均睡眠時間
- ・介護の代替者の有無と協力状況
- ・介護サービス導入に対する受け止め方

#### ③家族関係

- ・家族関係の良否
- ・家族内の力関係
- ・家族の中での意思決定者
- ・家族の協力体制
- ・家族構成員の疾病、障害の有無や状況

#### ④近隣・地域住民等との関係

- ・近隣住民との付き合い方
- ・近隣住民とのトラブルの有無
- ・認知症やその他の障害に対する理解、偏見の有無
- ・協力体制の有無

出典：市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応手引き。社団法人日本社会福祉士会



## 第3節 緊急性の判断と分離保護（フローチャート◎介護高齢課への連絡）

### （1）緊急性の判断

市介護高齢課に連絡し緊急性の判断を行います。虐待の内容について行った事実確認を基に、市と地域包括支援センターで検討します。緊急性の「緊急性が高いと判断できる場合」とは以下のとおりです。

また緊急性の判断基準は、「高齢者虐待防止リスクアセスメントシート（第2版）様式2-2」を参考に高齢者の生命や身体に関わる危険性が高いかどうかを判断します。

#### 1 生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される

- ・骨折、頭蓋内出血、重症のやけどなどの深刻な身体的外傷
- ・極端な栄養不良、脱水症状
- ・「うめき声」が聞こえるなど深刻な状況が予測される情報
- ・器物(刃物、食器など)を使った暴力の実施もしくは脅しがあり、エスカレートすると生命の危険性が予測される

#### 2 本人や家族の人格や精神状態に歪みを生じさせている、もしくはそのおそれがある

- ・虐待を理由として、本人の人格や精神状態に著しい歪みが生じている
- ・家族の間で虐待の連鎖が起こり始めている

#### 3 虐待が恒常化しており、改善の見込みが立たない

- ・虐待が恒常的に行われているが、虐待者の自覚や改善意欲が見られない
- ・虐待者の人格や生活態度の偏りや社会不適応が強く、介入そのものが困難であったり改善が望めそうにない

#### 4 高齢者本人が保護を求めている

- ・高齢者本人が明確に保護を求めている

### （2）高齢者の分離保護

緊急性が高いと判断され、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合などには、高齢者を保護するため、養護者等から分離する手段を検討します。

事例によっては可能な限り速やかに分離する必要があります。そのような時は直ちに対応できるような体制を作っておくことが重要です。

契約によるサービス利用が優先されますが、サービス利用契約を結ぶ能力に欠ける認知症高齢者である場合や、要介護認定を待つ時間的猶予をない場合などについて、高齢者を虐待から保護し権利擁護を図るためには、適切に「やむを得ない事由による措置」を行う必要があります。

#### 分離保護の手段

- |                |                     |
|----------------|---------------------|
| ○契約によるサービス利用   | ○緊急一時保護（緊急ショートステイ等） |
| ○やむを得ない事由による措置 | ○養護老人ホーム入所          |
| ○公営住宅入居        | ○軽費老人ホーム入所          |
| ○保護命令          |                     |

## 第4節 虐待対応ケース会議【フローチャート：Ⅳ】

虐待対応ケース会議において作成した様式【様式 2-1】【様式 2-2】、【様式 2-3】を用い、関係者と情報共有を行い虐待の有無について判断をします。後半は【様式 3】を用い、虐待解消に向けた総合的な虐待対応支援計画を立てます。

虐待対応支援計画を立てるうえで、以下の視点をもちながらアセスメントすることが重要です。

- ・今すぐに必要な支援は何か
- ・今後予測される展開
- ・虐待の要因

またアセスメントを深めるためにも第2節で述べた、虐待の事実確認と情報収集が重要になります。

### 虐待対応支援計画の考え方

#### (1) 総合的な対応方針の設定

虐待解消に向けた総合的な対応方針を検討・設定します。その際、高齢者本人の意見・希望、養護者の意見・希望の確認とともに、虐待の解消が直ちに高齢者の安心した生活の確保につながるかどうかについても見極め、必要に応じて安心した生活に向けた環境整備についても対応方針を検討・設定することが重要です。

#### (2) 課題の明確化と優先順位の決定

設定した総合的な対応方針に基づいて、高齢者、養護者、その他の家族、関係者それぞれについて、対応課題を明確にし、対応の優先順位を決定します。優先順位を検討する際には、課題の「緊急性」や「対応方針の実現に向けた段取り」を意識することが重要です。

#### (3) 課題の解決に向けて必要な対応と目標、対応方法、役割分担の設定

対象者別のそれぞれの課題に対して、必要な対応は何か、対応を行った結果どのような状態になることが望ましいか（目標）、対応方法と役割分担（どこが、何を、どのように対応するか）についても検討します。その際、関係機関への依頼の必要性、依頼する機関についても検討し選定を行います。

※虐待の解消に向けた支援内容に絞ることを意識し、必要以上に通常ケアマネジメントの内容を盛り込まない

#### (4) 評価日（期限）の設定

どのくらいの期間で設定した目標を達成できるかを想定し、あらかじめ評価日（期限）を設定します。設定した評価日（期限）は支援計画を実施するためのものです。

### 留意事項

後半の虐待対応支援計画を検討する際はホワイトボード等に板書をしながら会議を進行すること。

## 第5節 評価会議【フローチャート：V】

虐待対応支援計画の実施状況や、行った対応が適切であったかどうかについて評価を行い、「虐待状況が解消されたかどうか」「対応を終結すべきか」「引き続き支援の実施が必要か」「改めて支援計画を見直すべきか」の検討を行います。会議は地域包括支援センターが召集し、会議記録は【様式4】により地域包括支援センターが作成し、関係者にコピーを配布するなどして、情報共有を行います。

### (1) 評価会議での確認事項

#### 高齢者

- ・ 虐待の発生要因、虐待解消に向けた課題が解消したか。(その根拠は何か)
- ・ 対応を行った結果、虐待解消に向けた新たな課題が生じていないか。
- ・ 虐待を再発させる要因や可能性がないか。
- ・ 高齢者が安心して生活を送るための環境や体制が構築できているか。
- ・ 高齢者が支援を受け入れる状況にあり、継続した関わりが可能な状況にあるか。

#### 養護者

- ・ 虐待の発生要因、虐待解消に向けた課題が解消したか。(その根拠は何か)
- ・ 対応を行った結果、養護者に新たな課題が生じていないか。
- ・ 虐待を再発させる要因や可能性が残されていないか。
- ・ 虐待を解消していくために、養護者支援の必要性が生じていないか。
- ・ 養護者の意向を確認できているか。
- ・ 養護者の状況や生活に改善が見られているか。
- ・ 養護者が支援を受け入れる状況にあり、継続した関わりが可能な状況にあるか。

#### その他の家族

- ・ 他の家族の関わりによって、虐待の解消が図れる状況にあるか。
- ・ 他の家族の関わりによって、高齢者が安心して生活を送るための環境や体制があるか。
- ・ 対応を行った結果、家族全体の状況や生活に改善が見られているか。

### (2) 虐待が解消していない場合

現在の虐待対応支援計画の内容を継続しながら、個別の課題や目標設定を変更していくか、虐待対応支援計画の見直しを行う必要があるかを検討します。

### (3) 虐待が解消された場合

高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けて、虐待対応として支援を継続する必要があるか、虐待対応でなく他の関係機関に支援を引き継ぐことが出来るかについても検討します。

虐待対応として支援を継続する必要が無い場合には、権利擁護対応（虐待対応を除く）または、包括的継続的ケアマネジメント支援に移行するか等について検討します。

### (4) 虐待対応の終結

虐待対応の終結は、評価会議において判断します。虐待が解消されたこと及び高齢者が安心して生活を送るために必要な環境が整ったことを確認し、終結の判断とします。

## 第6節 コア会議【フローチャート：VI】

（緊急対応の要否、行政権限行使（立ち入り調査・やむを得ない事由による措置・成年後見制度の市長申立）の有無、支援計画、役割分担の決定）

緊急性が高いと判断した場合、市が関係者を召集し、【様式1】【様式2-1】【様式2-2】【様式2-3】を基に、緊急対応の要否、対応方針、行政権限行使の有無、支援計画、役割分担を決定します。なお、会議の内容・支援計画については市が【様式3】に記録し写しを関係各機関に送付します。

### （1）参集者

#### コアメンバー（必須）

- ・担当圏域の地域包括センター職員
- ・介護高齢課担当職員・管理職（課長・課長代理等）
- ・担当圏域以外の地域包括援センター職員（輪番）

#### 専門家チーム（必要に応じて参集）

- ・医療機関（医師・相談員）
- ・精神保健（保健所）
- ・法律関係（弁護士・司法書士・県高齢者虐待対応専門チーム）
- ・介護老人福祉施設相談員
- ・老人保健施設相談員
- ・他の制度（生活保護・障害福祉等）

### （2）決定すべき事項

- ・措置適用の要否
- ・立入調査の要否
- ・面会制限の要否
- ・成年後見の市長申立の要否
- ・対応方針・支援計画の決定
- ・役割分担の決定

## 第7節 行政権限の行使

### (1) やむを得ない事由による措置について

#### ア やむを得ない事由による措置の法的根拠

高齢者の生命または身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められた場合など、高齢者に対する養護者による虐待の防止および当該高齢者の保護を図るため必要がある場合には、適切に老人福祉法第10条の4（居宅サービスの措置）、第11条第1項（養護老人ホームへの措置、特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置、養護受託者への委託）の措置を講じることが規定されています。

#### イ やむを得ない事由による措置のサービス種類

- ・訪問介護 ・通所介護 ・短期入所生活介護 ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護 ・特別養護老人ホーム ・養護老人ホーム

#### ウ やむを得ない事由による措置になり得る具体的な状況

- ・早急な対応を行わなかった場合に「生命・身体・精神」に重大な影響を及ぼす可能性が高い者。ただし、入院加療が必要な者はそれを優先とする。
- ・在宅での療養生活が介護サービス等を利用しないと成り立たず、その介護サービスが本人、家族の同意がないため契約ができないことから利用が困難となっている者。また、その前提となる要介護認定の申請ができないため契約での利用が困難となっている者。したがって、本人や家族の同意があり、契約による介護サービスの提供が可能な場合はこれを優先とする。

#### エ やむを得ない事由による措置の実施手続き

##### 手続き上のポイント

- ・家族が反対している場合でも「やむを得ない事由による措置」は、高齢者本人が同意していれば、措置を行うことができます。
- ・高齢者の年金を家族が本人に渡さないなどにより、高齢者本人が費用負担できない場合でも、「やむを得ない事由による措置」を行う必要があれば、措置を行うことができます。
- ・高齢者本人が指定医等の受診を拒んでいるため要介護認定をできない場合でも、「やむを得ない事由による措置」を行うことができます。
- ・措置の根拠は老人福祉法に基づくものであるため、老人保健施設や病院への入院は対象とならない。
- ・家族が身元引受人になることを拒否している場合でも、「身元引受人を立てることができない相当な理由が認められる」として、必ずしも身元引受人を立てる必要はありません。

オ 高齢者虐待対応と定員超過の取扱い

「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）」では、入所定員について規定されています。

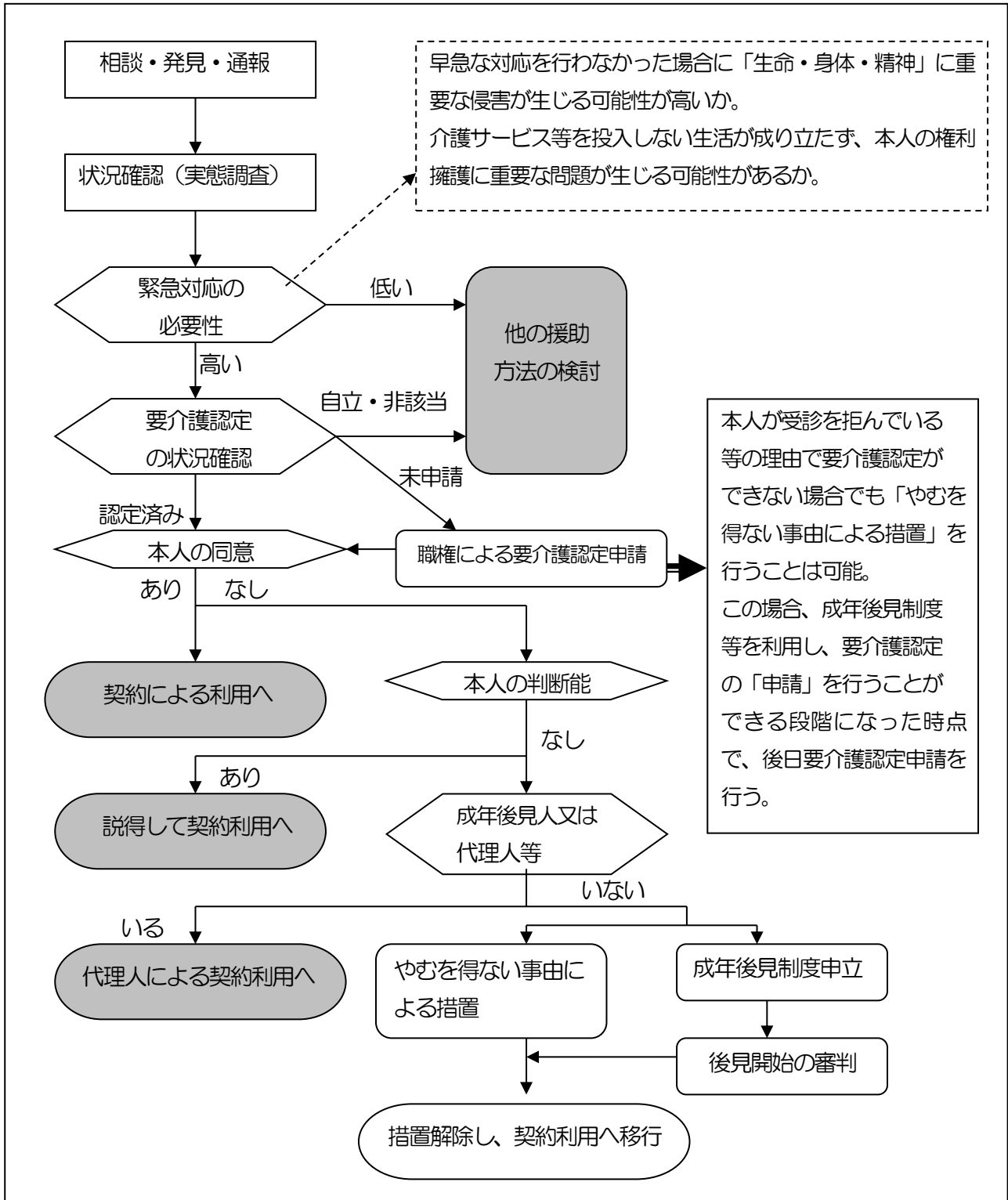
＜第25条＞ 指定介護福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。

ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

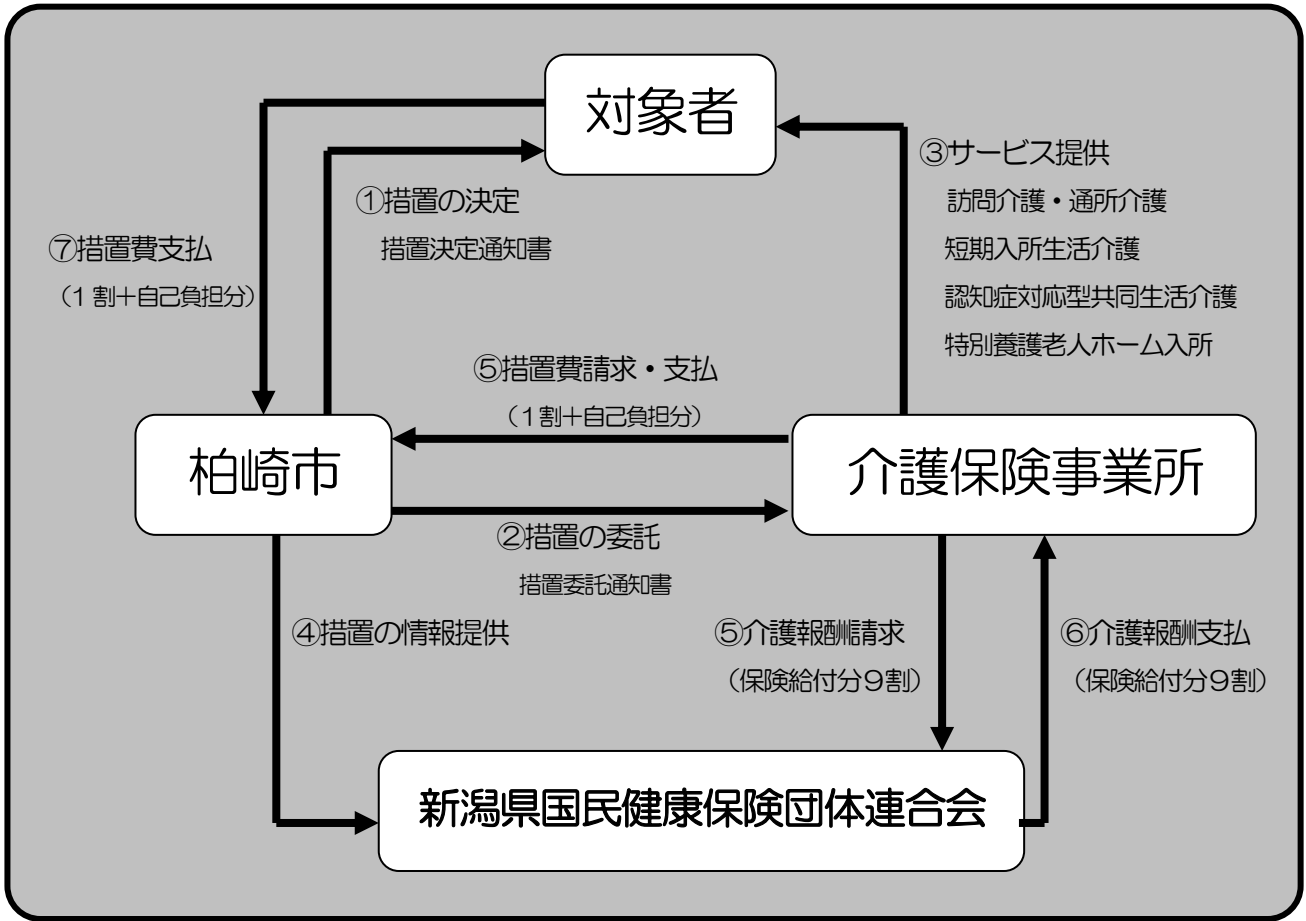
※ 通常の特別養護老人ホームへの入所措置 ⇒ 入所定員の5%増までは介護報酬上の減算の対象外

※ 災害・虐待その他のやむを得ない事由 ⇒ 入所定員の5%超でも介護報酬上の減算とはならない  
 （措置であるかどうかは問わない）

「やむを得ない事由による措置活用の検討フロー図」

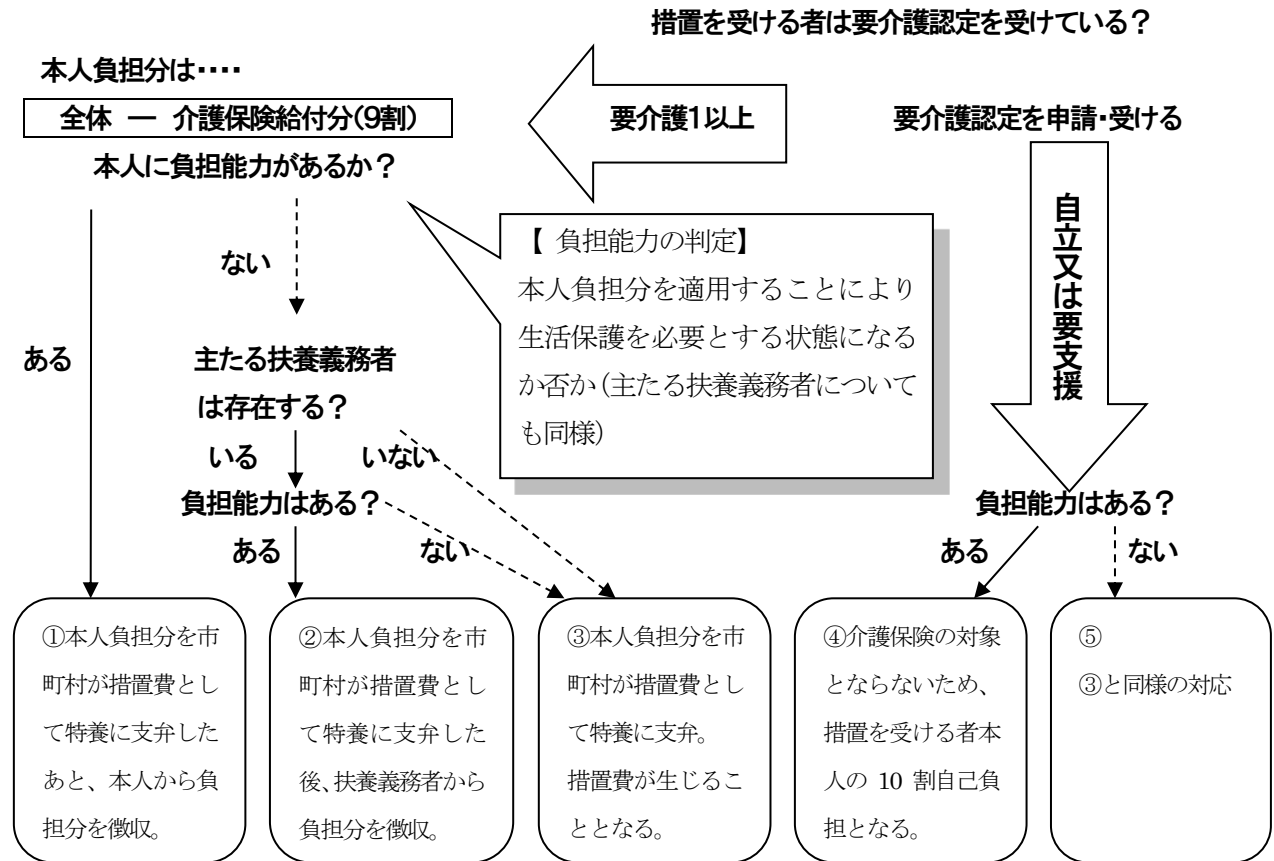


事務手続きの流れ



やむを得ない措置の費用負担フローチャート図

やむを得ない措置 (老人福祉法による措置)



状 況		支 払 対 象
介護保険の被保険者の資格がない場合 (要介護認定が間に合わない場合等)		柏崎市が全額支払 (介護保険に移行する間)
介護保険の被保険者の資格がある場合		介護保険給付費9割 + 柏崎市1割 (利用者には負担能力に応じて徴収)
生活保護受給世帯の場合	介護保険利用分	介護保険給付費9割 + 柏崎市介護扶助1割
	介護保険外	柏崎市が全額支払 (利用者には負担能力に応じて徴収)

#### オ 措置による入所後の支援

措置入所は、高齢者と養護者の生活を支援する過程における手段のひとつと捉え、高齢者や養護者が安心してその人らしく生活を送ることができるようになることを目標とすることが大切です。

家庭に残された養護者や家族の中には、高齢者の年金で生活していたため収入がなくなり生活費や医療費に困窮する場合や、精神的な支えを失って日常生活に支障をきたす場合があります。養護者に対しても、保護した高齢者と同様に精神的な面での支援が必要になるため、分離後の継続的に養護者に対する支援を行う必要があります。

#### カ 措置による入所の解消

##### ○家庭に戻る場合

関係機関からの支援により、養護者や家庭の生活状況が改善し、高齢者が家庭で生活が可能と判断された場合。ただし家庭に戻ってからの一定の期間は、関係機関等による高齢者や養護者へのフォローが必要になります。

##### ○契約入所になる場合

要介護認定の申請や介護サービスの利用に関する契約が可能になった場合や、成年後見制度等に基づき、契約による利用が可能になった場合は入所の解消が可能となります。



## (2) 立ち入り調査について

### ア 立入調査の法的根拠

養護者による高齢者虐待により高齢者の生命または身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるとき、虐待を受けている高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査または質問をさせることができます(第11条)。また立入調査をする場合、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めなければならないとされています(第12条第2項)

#### (参考) 立入調査が必要と判断される状況の例

- ・高齢者の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じないなど、高齢者に接近する手がかりを得るときが困難と判断されたとき。
- ・高齢者の居室内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態があるとき。
- ・何かしらの団体や組織、あるいは個人が、高齢者の福祉に反するような状況下で高齢者を生活させたり、管理していると判断されたとき。
- ・過去に虐待歴や援助の経過があるなど、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に高齢者を会わせないなど、非協力的な態度に終始しているとき。
- ・高齢者の不自然な姿が目撃されたり、うめき声、泣き声などが確認されているにもかかわらず、養護者が他者の関わりに拒否的で接触そのものがないとき。
- ・入院や医療的な処置が必要な高齢者を養護者が無理やり連れ帰り、屋内に引きこもっているようなとき。
- ・入院施設などから無理やり引き取られ、養護者による加害や高齢者の安全が懸念されるようなとき。
- ・養護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる高齢者の安否が懸念されるような事態にあるとき。
- ・家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、高齢者の生活実態の把握が必要と判断されるようなとき。
- ・その他、虐待の蓋然性が高いと判断され、高齢者の権利や福祉上問題があると推定されるにもかかわらず、養護者が拒否的で実態の把握や高齢者の保護が困難であるとき。

### イ 立入調査のもつ強制力

立入調査の要件を満たしていたとしても、権限には限界があり、以下の内容にとどまります。

- ・物理的な有形力の行使(器物損壊等)をしてでも立ち入ることが認められるわけではなく、高齢者や養護者の同意なく住居内に立ち入りをして住居侵入罪の罪に問われないこと。
- ・養護者が正当な理由なく住居への立ち入りを拒否した場合には、拒否する養護者等に罰金が科せられること(第30条)を背景に、立入調査を強く求めること(間接強制)。

このように鍵やドアを壊して無条件で立ち入るといえることはできません。したがって親戚や知人に協力を得たりするなど、出入りする時間帯をチェックするなど準備を行う必要があります。

## ウ 警察への援助要請

立入調査の実施にあたり、養護者から物理的な抵抗を受けるおそれがある場合は、警察署長への援助要請を行うこととなります。状況の説明と立入調査に関する事前の説明、協議が必要になります。

(緊急の場合は除く)

## (3) 面会制限について

### ア 面会制限の法的根拠

老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に規定される特別養護老人ホームなどへの「やむを得ない事由による措置」を実施した場合、市長や養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止および当該高齢者の保護の観点から、高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる(第 13 条)。

### イ 面会制限を行うことが望ましいと考えられる状況

- ・保護した高齢者が施設的环境に慣れ、施設職員への信頼等が生まれるまでに一定の期間を要する場合
- ・情報収集が不十分で、養護者の反応が予測できない場合など、情報がそろうまでの一定の期間を要する場合
- ・高齢者が養護者との面会を望んでいない、又は面会することで高齢者の心身に悪影響が及ぶと考えられる場合
- ・養護者の過去の言動や、高齢者との関係性から、強引に高齢者を自宅に連れ戻すことや危害を加えることが予測される場合

## (4) 成年後見制度の市長申立てについて

### ア 成年後見制度の市長申立ての法的根拠

認知症等で高齢者の判断能力が低下している場合の対応手段として、成年後見制度を活用することは有効です。高齢者虐待防止法でも、適切に老人福祉法第 32 条に基づいて市長による成年後見制度利用開始の審判請求(以下「市長申立て」という)を行うことが規定されています(第 9 条第 2 項、第 27 条第 2 項)。

### イ 成年後見制度活用が想定される状況

- ・経済的虐待等の場面で、高齢者の生活(医療・介護)のための年金等、収入、資産を確保する必要がある場合
- ・介護、世話の放棄放任や介入拒否の場面で、介護保険サービスの利用など生活上必要な契約を締結するに際し、高齢者に代わって高齢者の利益のために判断することで、養護者の意思を遮断することができる場合
- ・やむを得ない事由による措置から契約に切り替える場合
- ・経済的虐待のよって奪われた財産の回復を図る場合

**留意事項** 親族が市長申立てに反対した場合でも、高齢者本人の権利保護を優先とする。

## 第8節 養護者（家族等）支援の意義

高齢者虐待防止法では、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講じることが規定されています。（第14条）

虐待を行っている養護者にも何らかの支援が必要な状態にあると考えて対応することが必要です。

### 養護者に対する支援のポイント

- ・ 養護者との間に信頼関係を確立する
- ・ 介護負担・介護ストレスの軽減を図る、労う。介護保険サービスや各種地域資源の利用を勧め、介護負担やストレスの軽減を図ります。
- ・ 養護者自身が抱える課題への対応（精神疾患や経済的な困窮等）

養護者が虐待発生の要因と関係する疾患や障害、経済状況等の生活上の課題は、適切な機関につなぎ、支援が開始されるよう働きかけを行うことが重要です。

- ・ 家族関係の回復・生活の安定

支援の最終目標は家族関係の回復により、安定した生活が送れるようになることです。支援者は家族の思いを受け止めながら、中立的な立場の支援を行うことが重要です。

## 第9節 個人情報の取扱い

相談や通報、届出によって知りえた情報や通報者に関する情報は、個人のプライバシーにかかわる極めて繊細な性質のものです。個人情報保護法では本人の同意を得ずに特定の利用目的以外に個人情報を取り扱ってはならないこと（第16条 利用目的による制限）、本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供してはならないこと（第23条 第三者提供の制限）を義務付けられています。

ただし高齢者虐待対応においては16条の3項および第23条第1項について以下のような例外規定があります。

### 【参考】

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 三 略
- 四 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があるが、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

# 資料編